

## 子どもの貧困対策に対するこどもみらいプランにおける位置付け

### 1 これまでの流れ

子どもの貧困対策について、平成 27 年 3 月の市子ども・子育て支援事業計画（こどもみらいプラン）策定時には、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、国、県の具体的な取り組み内容が不透明であったことから、後の検討課題として、その動向を見極めながら、適切に対応する必要があるものと整理した。

その後、国では、全ての子供達が夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、「子供の未来応援国民運動」や「子供の未来応援基金」の創設などの対策を展開しているほか、県では平成 28 年 3 月、ふくしま新生子ども夢プランに、子どもの貧困対策に関する考え方を取り込みながら施策展開を図っている。

このような状況を踏まえ、本市における子どもの貧困対策については、昨年度より継続して庁内連絡会議を開催しているほか、先日、開催された市児童福祉専門分科会（子ども子育て会議）での協議を通じ、平成 29 年 3 月に市子ども・子育て支援事業計画（こどもみらいプラン）への位置付けを行う方針で検討を進めてきたところである。

### 2 第 2 回児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）で出た主な意見について

子どもの貧困対策については、対象が貧困に特化したものや子ども全般となっている中に含まれるものなどがあり、また、こどもみらいプランでは既に各体系に位置付けられているものもあることから、今回改訂するにあたり、それを特化して位置付けるか既存の体系に位置付けるかについて、先日、第 2 回子ども子育て会議で協議を行い委員から次のような意見をいただいた。

- ・ 子どもの貧困対策については対象をはっきりさせ、明確に位置付けたほうが良い。
- ・ 貧困に特化して位置付けると貧困のレッテル貼りになり差別となる可能性がある。
- ・ 位置付けにより生じる貧困の差別化の問題は位置付けることとは別の問題であり、やり方の問題だと思う。
- ・ 全体としての位置付けと特化した位置付けの両方を位置付けたほうが良い。

⇒ **子どもの貧困対策については対象を明確にしつつも、貧困という直接的な言葉を使わない形で位置づけることが望ましいが、どのように施策体系に位置付けるかについては、議論を深める必要がある。**

### 3 こどもみらいプランへの位置付けについて

子どもの貧困対策に係る「こどもみらいプラン」への体系的な位置付けについては、貧困対策として「特化」して位置付けるか、現行の体系の中で「再掲」するか、という点において、先日の分科会でも意見が分かれたところである。

また、新たに貧困対策として庁内照会により抽出された事業については、貧困対策として特化しているもの、また、対象を全児童とする中で、部分的に貧困対策として効果がある事業などが混在しており、加えて、今回抽出された事業以外にも、国の「子供の貧困対策に関する大綱」において重点施策としている「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」に該当する可能性のある事業も相当数あるものと考えられることから、今後、改めて体系的な整理が必要である。

このため、今回の子どもの貧困対策に係るプランへの位置付けについては、次のとおり整理することとしたい。

#### (1) 子どもの貧困対策を「重点課題」へ位置付け

国・県の動向を踏まえ、本市としても子どもの貧困対策を総合的に推進する必要性について、こどもみらいプランの第2章の2「子ども・子育てをめぐる課題」（取り組むべき重点課題）に、子どもの貧困対策を新たに位置付けることとしたい。  
(位置付けの内容については資料3 - ①を参照)

#### (2) 子どもの貧困対策に係る個別事業の位置付け

現行のプランの各体系に位置付けた各種事業の中でも、子どもの貧困に関連すると考えられる事業は相当数あることから、今回は、新たに貧困対策として庁内照会により抽出された事業のうち、現行プランの中に位置付けがなされていない事業を、一旦、現行の体系の中に新たに追加することとする。  
(追加する事業の一覧は資料3 - ②を参照)

#### (3) 今後の取り組み

なお、子どもの貧困対策に該当すると考えられる既存事業も多いと考えられることから、再度、関連事業の洗い出しを行うとともに、他の自治体での調査結果なども参考に、本市の子どもの貧困対策に係る事業の体系的な位置付けの考え方などについて、庁内連絡会議や、子ども・子育て会議等において協議・検討しながら、整理していくこととしたい。

### 4 計画改訂に係るスケジュール

時期	内容	備考
平成29年3月	28年度第3回児童福祉専門分科会 (子ども・子育て会議)	計画改訂案（重点課題への位置付け等について）の承認
平成29年4月	庁内子ども貧困関連施策調査	子どもの貧困関連施策について、再度調査を実施。
平成29年5月～ 平成30年3月	児童福祉専門分科会	必要に応じ、分科会にて協議を行う。

## 2 子ども・子育てをめぐる課題（取り組むべき重点課題）

### (13) 支援を必要とする子どもと家庭への取組み

我が国の離婚率は平成 14 年をピークに低下傾向にはありますが、依然高い水準にあり、離婚等を原因としたひとり親家庭も年々増加しています。

また、国の「全国母子世帯調査」（平成 23 年）では、離婚時点での母の平均年齢は 33.0 歳であり、平成 18 年の同調査と比べ 0.9 歳低くなっているほか、年齢階級別では「30～39 歳」が最も多く、「20～29 歳」がこれに次いでいますが、「20～29 歳」の構成割合が、26.6%から 30.3%に上昇するなど、離婚が低年齢化しています。

ひとり親家庭の親は、自らが生計の中心者であると同時に児童の保護者であるため、両親がいる家庭と比較すると、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きいこと、特に、母子・父子世帯の平均年間収入を比較しても、特に母子世帯の収入が少なく、生活状況が苦しい実態が明らかになっています。このことから、安心して子育てができるよう、経済的支援のほか就労支援や生活支援など、自立を促進するための総合的な支援が必要と考えます。

同様に、障がい児をもつ家庭においても、子育ての負担が大きいことから、療育支援に加えて保護者に対する経済的支援や相談支援を推進する必要があるとともに、支援を必要とする子どもが容易に医療サービスを受けられるよう医療費の軽減等についても推進する必要があります。

また、東日本大震災の影響等により、市内に避難してきている避難児童、保護者や、市外に避難している避難児童や保護者への支援も進めていく必要があるほか、市内に定住している外国人の子どもや保護者にとっても、言葉や文化が異なる社会の中で、子育ての支援を必要とする子どもや保護者にも配慮する必要があると考えます。

子どもの貧困対策についての項目を新たに設けるため、削除する。

(削除)

※ 子どもの貧困対策の推進に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する大綱の制定に伴う対応

国では、貧困の状況にある子どもの健全育成に係る環境の整備や、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月には基本的な方針や、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に関する事項等を盛り込んだ「大綱」を定めたところです。この法律は、都道府県において、子どもの貧困対策について計画を定める努力義務が規定されており、この計画は、本市の子ども・子育て支援事業計画においても取り入れることとなっている「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画とも調和を図るものとなっています。しかし、貧困を軸とした重点施策がさまざまな分野において、多岐に渡っている中で、その役割等が不明確な状況にあることから、今後は国県の動向を見極めながら、適切に対応する

必要があると考えます。

#### (14) 子育て支援に関わる人材の創出と育成

全国的に保育士や放課後児童クラブの支援員の不足が深刻化しています。

本市においても、子ども・子育て環境の充実と、子ども・子育て支援新制度の安定的な運営を図っていくため、必要な人材の確保に努める必要があります。

具体的には、保育士の賃金の引上げや、市内の潜在保育士の掘り起しを進め、保育所等への現場復帰に向けた支援を行う事業に取り組むこととしています。

また、特に、子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育事業など、多様なサービス形態が認められることから、こうした人材の発掘と併せ、サービス提供に必要な質の向上にも取り組む必要があります。

今後も、多様化する教育・保育ニーズへの対応、放課後児童クラブの充実等に向けて、子育て支援に関わる人材の創出と育成に取り組んでいくことが必要と考えます。

#### (追加)

#### (15) 子どもの貧困対策について

「平成 25 年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によれば、平成 24 年の子どもの貧困率は 16.3%で、約 6 人に 1 人が貧困の状態にあるとされており、子どもの貧困対策については全国的にも関心が高まっている状況にあります。

このような状況を受け、国では、貧困の状況にある子どもの健全育成に係る環境の整備や、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、平成 26 年 8 月には基本的な方針や、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に関する事項等を盛り込んだ「大綱」を定めたところであり、平成 28 年 2 月には子どもの貧困に対して具体的な策を講じることを目的として「地域子供の未来応援交付金」を創設しております。

福島県においては、「ふくしま新生子ども夢プラン」を、平成28年3月に改訂し、子どもの貧困対策推進法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画としても位置付けたところであり、平成28年度には国の「地域子供の未来応援交付金」を活用し、県内の子供の貧困に関する実態調査を実施しているところです。

こうした動向を踏まえ、本市においても、国の「大綱」のとおり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を充実し、誰もが夢や希望を持って成長していける社会の実現のため、国・県と役割分担しながら、子どもの貧困対策を総合的に進めていく必要があります。

# 資料3-② (子どもの貧困関連事業一覧)

■ ……子どもみらいプランに新たに位置づける事業

重点施策	No.	事業名	担当課	事業内容	プランでの位置付け	新たに位置づける箇所
教育の支援	①	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業について	生涯学習課	学校・家庭・地域と公民館とが互いに連携しながら、地域の人財や施設、環境等を生かしたより良い教育機会・環境を子どもたちに提供するとともに、こうした取り組みが活発に行われるための学校・家庭・地域の連携・協体制づくりを推進します。	基本目標Ⅱ-5-(2) (p83) 基本目標Ⅲ-5-(1) (p103)	
	②	いわき・わくわく「しごと塾」事業		子どもたちが地域ごとの特色等に合わせた「しごと」や地域の人々の営みに触れる機会を設けることで、子どもたちの多様な職業観を涵養するとともに、郷土に対する誇りや愛着、帰属意識を醸成します。	基本目標Ⅱ-2-(1) (p64) 基本目標Ⅱ-3-(2) (p70) 基本目標Ⅱ-5-(3) (p84) 基本目標Ⅲ-5-(1) (p102)	
	③	就学援助金	学校教育課	経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対し、就学に係る費用の一部を援助します。	基本目標Ⅱ-5-(2) (p83)	
	④	市奨学資金	教育政策課	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、奨学資金を貸与します。	基本目標Ⅱ-5-(2) (p83)	
	⑤	<b>子どもの学習支援事業</b>	保健福祉課	生活困窮世帯の子どもたちが将来自立した生活ができるよう、貧困の連鎖防止を図るため、家庭訪問による学習支援と併せ、保護者の教育や養育の相談を行います。	新規	基本目標Ⅱ-5-(1) (p80) 基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)
生活の支援	⑥	<b>生活困窮者に対する自立相談支援事業</b>	保健福祉課	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、自立に向けた支援を行います。	新規	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)
	⑦	<b>住居確保給付金事業</b>		離職の日から2年以内で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に、3か月を限度として住居確保給付金を支給するとともに、生活・就労支援センターの就労支援員等が、就労機会の確保に向けた支援を行います。	新規	基本目標Ⅲ-2-(1) (p90) 基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)
	⑧	家庭相談員等の配置	こども家庭課	家庭における児童の養育問題について、家庭相談員を5地区保健福祉センターに配置するほか、主任児童委員や民生児童委員と連携し、児童虐待やドメスティック・バイオレンスに対する相談体制の充実を図ります。	基本目標Ⅱ-1-(2) (p63) 基本目標Ⅱ-3-(1) (p69)	
	⑨	母子世帯等の優先入居の実施	住宅・営繕課	母子世帯等を対象とした市営住宅の優先入居物件について、母子世帯等に限定して公募を行い、母子世帯等の入居を推進します。	基本目標Ⅲ-2-(1) (p90)	
	⑩	<b>いわきネウボラ (出産・子育て総合支援事業)</b>	こどもみらい課 こども家庭課	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない各種相談支援体制の充実強化など子育て支援に関する新たな支えあいの仕組みを平成29年度から実施します。	新規	基本目標Ⅰ-1-(1) (p53)
保護者に対する就労支援	⑪	<b>生活困窮者に対する自立相談支援事業</b>	保健福祉課	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、自立に向けた支援を行います。	新規	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)
	⑫	ひとり親家庭自立支援訓練給付金	こども家庭課	離婚等により家計と子育ての担い手となったひとり親家庭の親の就業支援として、親の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の一部を訓練給付金として支給します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)	
	⑬	ひとり親家庭高等訓練促進費等事業		ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として促進費等を支給します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)	
経済的支援	⑭	児童扶養手当	こども家庭課	父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対して経済的支援を行います。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p97)	
	⑮	父子・母子福祉手当		父子、母子家庭等で児童(義務教育終了まで)を扶養している、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税・均等割世帯の者の経済的自立を助長するとともに児童の福祉の増進を図るため、父子母子福祉手当を支給します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p97)	
	⑯	父子母子家庭入学祝い		児童の健全育成を助長するとともに福祉の増進を図るため、父子、母子家庭等で入学児童(小・中学校)を扶養している方に対し、入学祝金を給付します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p97)	
	⑰	父子母子奨学資金		父子、母子家庭等で児童を扶養している生活保護法の要保護者の経済的自立の助長を図るために、児童(高等学校)の奨学資金を支給します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)	
	⑱	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		母子家庭、父子家庭並びに寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉の増進を目的に資金の貸し付けを行います。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98)	
	⑲	<b>保育所・幼稚園等利用者負担額</b>		こども支援課	経済的負担の軽減を図るため、ひとり親世帯や多子世帯等の状況に応じて、授業料の全部又は一部を減免します。	新規
	⑳	幼稚園就園奨励費補助金	経済的負担の軽減を図るため、所得等に応じて、新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担に対し、授業料の全部又は一部を減免します。(私学助成を適用される私立幼稚園に限る)		基本目標Ⅰ-2-(1) (p57)	
㉑	ひとり親家庭等医療費助成事業	保健福祉課	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	基本目標Ⅲ-4-(1) (p98) 基本目標Ⅲ-4-(3) (p100)		